



全国子ども会安全共済会 (兵庫県子ども会連合会) 補償の対象について



① 補償の対象となる「子ども会活動」

- (1) 子ども会活動計画に基づき、1名以上の指導者（20歳以上の者に限る）又は育成会員の管理下にある活動
- (2) 子ども会の活動計画を実施するために必要な調査及び準備のための活動
- (3) 上記（1）において計画されている子ども会活動の一環として参加する各種研修会、研究会及び会議に参加して行う活動

※上記（1）～（3）の活動には、子ども会が指定する集合場所又は解散場所と被共済者の住居との通常経路の往復中を含みます。

② 被共済者の範囲

単位子ども会、市区町村子連、都道府県・指定都市子連に所属する者。

※0～3歳の幼児が行事に参加する場合には、安全共済会に加入している保護者、祖父母又は親族の同伴が必要となります。

③ 共済金をお支払いする場合

- (1) 死亡共済金
 - ①被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。
 - ②被共済者が子ども会活動中に突然死（上記が適用されない疾病により急死）したとき。
- (2) 後遺障害共済金
被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、共済約款に定める身体障害の状態（後遺障害）となったとき。
- (3) 医療共済金
被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、医師の治療又は柔道整復師による施術を受けたとき。

④ 共済金額

- (1) 死亡共済金 600万円
- (2) 後遺障害共済金 後遺障害の程度に応じて 7万～600万円
- (3) 医療共済金 健康保険等を適用した医療費総額の30%（支払限度50万円）

ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。

詳細については、（公社）全国子ども会連合会公式ホームページをご覧ください。

https://www.kodomo-kai.or.jp/anzen_kyosaikai/

